

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	介護保険資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、介護保険資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険資格管理に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、被保険者の資格管理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格記録の管理 ③認定審査事務に追加
③システムの名称	介護保険システム 宛名管理システム 要介護認定支援システム 団体内統合宛名システム EUCシステム 統合収納管理システム 統合滞納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム 介護保険者等支援システム及び伝送通信システム 統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル 受給者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 給付情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表131、132の項 主務省令第133条、第134条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に 「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、 132、144、161の項) 主務省令第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第 88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 高齢福祉課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取り扱いに関する基礎的な研修の受講や取扱事務に関するマニュアルの周知などにより、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。特定個人情報の入手から保険・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側においては必要最小限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。またアクセス権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけていることから目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5、評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉部次長兼高齢福祉課長 河村 義幸	健康福祉部高齢福祉課長 森川 治美	事後	部署異動に伴うもの
平成29年1月10日	8、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	清須市 健康福祉部 高齢福祉課 452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 高齢福祉課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長 森川 治美	高齢福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第50条	番号法第9条第1項、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第50条	事後	番号法の改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の93,94の項 番号法別表第二の主務省令第46条,第47条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) 番号法別表第二の主務省令第47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表131、132の項 主務省令第133条、第134条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) 主務省令第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条	事後	番号法の改正に伴うもの
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム EUCシステム 統合収納管理システム 統合滞納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム 介護保険者等支援システム及び伝送通信システム 統合宛名管理システム	事前	住民情報系業務システムの標準化移行に伴うもの
令和8年2月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和6年10月1日	令和8年1月1日	事前	見直し
令和8年2月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和6年10月1日	令和8年1月1日	事前	見直し